潟上市

介護予防 • 日常生活支援総合事業

~ケアマネジメント編~

(考え方・類型・単価)

目 次

第1.	介護予防ケアマネジメントについて・・・・・・・・・・・・・・・1
第2 .	介護予防ケアマネジメントのあり方・・・・・・・・・・・・・3
第3 .	介護予防ケアマネジメントの類型・・・・・・・・・・・・・・4
第4 .	介護予防ケアマネジメント費・・・・・・・・・・・・・・・6
第5 .	介護予防ケアマネジメントの様式・・・・・・・・・・・・・・・・・

第1. 介護予防ケアマネジメントについて

1. 介護予防ケアマネジメント

介護予防ケアマネジメントは、利用者に対して、介護予防及び生活支援を目的として、その心身の状況、置かれているその他の状況に応じて、その選択に基づき、適切な事業が包括的かつ効率的に提供されるよう、専門的視点から必要な援助を行うもの。

⇒給付によるサービスを利用せず、介護予防・日常生活支援総合事業のサービス等を利用する場合のケアマネジメントの総称を介護予防ケアマネジメントという。

⇒給付によるサービスを利用する場合のケアマネジメントの総称を<u>介護予防支援</u>という。

区分	サービスの利用パターン(例)	ケアマネジメントの呼び方
要支援認定者	①給付サービスのみ利用	介護予防支援
	②給付とサービス事業の利用	
	③給付とサービス事業、一般介護予防事業の利用	
	④給付と一般介護予防事業の利用	
者	⑤サービス事業のみ利用	介護予防
	⑥サービス事業と一般介護予防事業の利用	
	⑦一般介護予防事業のみの利用	ケアマネジメント
事業対象者	⊗サービス事業のみ利用	ケアマネジメントA ケアマネジメントB
	◎サービス事業と一般介護予防事業の利用	ケアマネジメントC
者	⑩一般介護予防事業のみの利用	

2. 対象者

- ①基本チェックリストに該当し、事業対象者となったもの
- ②要支援認定者で、給付によるサービスを利用しないもの

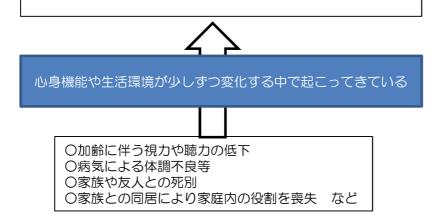
3. ケアマネジメントの実施者

- ○潟上市地域包括支援センター
- ○潟上市地域包括支援センターより委託を受けた居宅介護支援事業所

4. 対象者像

要支援1~要介護2の認定調査結果から見ると、 その多くは**ADLは自立**しているが、 IADLの一部は行いにくくなっている。

(認定支援ネットワーク:平成24年2月15日集計時点)



<対象者に多く見られる代表的な状態>

- ①健康管理の支援が必要な者
- ②体力の改善に向けた支援が必要な者
- ③ADLやIADLの改善に向けた支援が必要な者
- ④閉じこもりに対する支援が必要な者
- ⑤家族等の介護者への負担軽減が必要な者
- ⑥MCI高齢者における認知機能の低下や、うつ状態に対する支援が必要な者

第2. 介護予防ケアマネジメントのあり方

1. 介護予防ケアマネジメントのあり方①

高齢者自身が、要介護状態とならないための予防や、その有する能力の維持向上に努めるよう、日常生活上の課題とその原因、介護予防の取り組みを行うことによる状況改善のイメージなどについて、利用者が気づき、ケアマネジメント実施者と共有できたうえで、本人のセルフマネジメントを推進していく視点でそのプロセスを進める。

- ※利用者の望む生活(二「・・・したい」)という意欲も踏まえ、自立支援に向けた動機づけをいかにする かが重要
- ※多様なニーズに対して、ケアマネジメント実施者は、総合事業の趣旨を十分に理解した上で、適切な介護 予防ケアマネジメントを進めることが重要

2. 介護予防ケアマネジメントのあり方②

高齢者自身が、要介護状態とならないための予防や、その有する能力の維持向上に努めるよう、日常生活上の課題とその原因、介護予防の取り組みを行うことによる状況改善のイメージなどについて、利用者が気づき、ケアマネジメント実施者と共有できたうえで、本人のセルフマネジメントを推進していく視点でそのプロセスを進める。

※利用者が、自分の課題に気づき、そこから「したい」「できるようになりたい」という意欲につなげ、具体的な生活を実現できるための取り組みが必要

3. 介護予防ケアマネジメントのあり方③

- ※支援を通して、利用者による主体的な取り組みを支援し、できることはできるだけ利用者本人が行いながら、できない部分を支援し、利用者の自立を最大限引き出すよう支援することが求められる
- ※そのうえで、地域の力を借りながら、新しい仲間作りの場や楽しみとなるような生きがい活動の場への参加に焦点を当て、できるようになった生活行為の維持が引き続き行えるよう、自主的な取り組みへと結びつけるケアマネジメントが求められる
- ※利用者の状況に応じて、様々なサービスや介護保険制度外の住民の健康づくり活動等の利用や、予防給付、 介護給付とも切れ目のない支援を行うような配慮も必要

第3. 介護予防ケアマネジメントの類型

1. 類型

介護予防ケアマネジメントにおいては、高齢者の自立支援を考えながら、利用者と、目標やその達成の ための具体策を共有し、利用者が介護予防の取組みを自分の生活の中に取り入れ、自分で評価し、実施で きるよう支援することが求められる。

介護予防ケアマネジメントの類型		概要
ケアマネジメントA	原則的な 介護予防ケアマネジメント	現行の予防給付に対する介護予防支援と同様。
ケアマネジメントB	簡略化した 介護予防ケアマネジメント	サービス担当者会議を省略したケア プランの作成と、間隔をあけて必要 に応じてモニタリング時期を設定し、 評価及びケアプランの変更等を行う。
ケアマネジメントC	初回のみの 介護予防ケアマネジメント	初回のみ、簡略化した介護予防ケア マネジメントのプロセスを実施する。 モニタリング等は行わない。

2. プロセス

介護予防ケアマネジメントのプロセスについては、利用者の状態等や、基本チェックリストの結果、本 人の希望するサービス等を踏まえて、従来の原則的なケアマネジメントのプロセスに沿った上で、以下の プロセスを想定している。

類 型	ケアマネジメントA	ケアマネジメントB	ケアマネジメントC
プロセス	①アセスメント	①アセスメント	①アセスメント
	②ケアプラン原案作成	②ケアプラン原案作成	②ケアマネジメント結果案作成
	③サービス担当者会議	_	_
	④利用者への説明・同意	③利用者への説明・同意	③利用者への説明・同意
	⑤ケアプランの確定・交付	④ケアプランの確定・交付	④利用するサービス提供者等への 説明・送付
	⑥サービス利用開始	⑤サービス利用開始	⑤サービス利用開始
	⑦モニタリング	⑥モニタリング(適宜)	_

3. モニタリング

類型	モニタリング
ケアマネジメントA	○3か月に1回の利用者宅への訪問 ○訪問する月以外においても、事業所での利用者との面談の実施やサービス事業者、利用者又は家族からの情報等を活用して本人の状況を確認する。
ケアマネジメントB	〇必要に応じてモニタリング時期を設定する。ただし、6ヶ月に1回以上またはサービス終了時には実施。
ケアマネジメントC	なし

4. 利用サービスとケアマネジメントの関係

類型	サービス
ケアマネジメントA	○訪問型・通所型サービス(現行相当)○訪問型・通所型サービスA○訪問型・通所型サービスC○地域包括支援センターが必要と判断した場合
ケアマネジメントB	○委託や補助で実施されるサービスを利用する場合 ○ケアマネジメントA、C以外のケース
ケアマネジメントC	○補助や助成で実施されるサービスを利用する場合 ○ケアマネジメントの結果、一般介護予防事業や民間の事業などのサービスを利用した場合

第4. 介護予防ケアマネジメント費

1. サービスとケアマネジメント費

区分	サービスの利用パターン(例)	費用
要支援認定者	①給付サービスのみ利用	介
	②給付とサービス事業の利用	護予
	③給付とサービス事業、一般介護予防事業 の利用	介護予防支援費
認定	④給付と一般介護予防事業の利用	貝
者	⑤サービス事業のみ利用	介
	⑥サービス事業と一般介護予防事業の利用	ケ護 アネ
	⑦一般介護予防事業のみ利用	介護 アママネジ メン
事業対象者	◎サービス事業のみ利用	シ メ >,
	⑨サービス事業と一般介護予防事業の利用	ト費
	⑩一般介護予防事業のみ利用	*

2. 単価と考え方

サービス単価と考え方		
ケアマネジメントA		
ケアマネジメントのプロセスは介護予防支援と変わらない ため単価もそれに準ずる	①基本報酬: 4,300円 ②初回加算: 3,000円	
ケアマネジメントB		
サービス担当者会議、モニタリング時期等が簡略されることに伴い、基本報酬から減額	①基本報酬: 2,000円 ②初回加算: 3,000円	
ケアマネジメントC		
サービス担当者会議、モニタリング、ケアプランが不要であるが、ケアマネジメントのプロセスを評価し、初回加算分を設定	3,000円/(1月に限る)	

第5. 介護予防ケアマネジメントの様式

1. 様式

介護予防ケアマネジメントの様式は、国が示す関連様式に準じる。

類型	様式
ケアマネジメントA	○介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント 依頼(変更)届出書・・・・・・・・・・・・・・・・・・(様式3)○興味・関心チェックシート・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・(様式4)
ケアマネジメントB	 ○利用者基本情報・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
ケアマネジメントC	〇介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント 依頼(変更)届出書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・